第3回 武蔵野市学校給食施設検討委員会 次第

■ 日 時 : 平成29年6月2日(金)午後6時開始

■ 場 所 : 武蔵野市総合体育館 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 短期的及び中期的対応案の検討
 - (2) 今後の予定

配布資料

資料1 短期的な対応案

資料2 中期的な対応案

資料3 小中学校の合計必要食数と共同調理場提供可能食数の推移(小学校食数換算)

資料4 これまでの議論の整理

【短期的な対応案 (H31~32年度)】

①自校調理施設を新設

	H31 年度までに実現できる可能性	
	ランチルーム ・地下があるため、排水・喚気の対応が困難である。	×
千川小学校	自然体験園(約380食増) ・学校敷地と別敷地であり用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。 ・既存の自然体験園を解体して自校調理施設を建設しても、提供食数の増が限定的である。 ・学校敷地と別敷地であり、配送にトラックを使う必要があり、道路が一方通行のため遠回りになる。 ・北側に住宅が隣接している。	×
大野田小学校	改築する体育館に併設 ・現体育館の解体のための期間がさらに必要であり、平成31年度までの実現は困難である。	×
第四中学校	・第五期長期計画・調整計画では、中学校に自校調理施設を設置 する方向性は示されていない。	×

[※]自校調理施設を新設する場合に、基本設計から稼働まで最短3年間(平成30~32年度) の期間が必要である。

②既存の自校調理施設から他校へ供給(親子方式)

	H31 年度までに実現できる可能性	
第五小学校 S36.3開設 約460食	第五小学校→関前南小学校(合計920食程度、430食程度増) ・調理室が地下にあるため、リフトの増設が必要である。 ・西側の隣接道路が狭く、配送車の出入りが困難である。 ・築年が古く(平成29年度現在築後58年目)、建替えが近いため、 新たな設備投資は困難である。	×
境南小学校 851.3開設 約580食	境南小学校→第二小学校(合計1,170食程度、570食程度増) ・給食室に段差があり空間利用の変更が困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため困難である。 ・配送車の西側からの進入は、上部プールの梁にあたる箇所があり困難である。 ・東側からの進入は、スロープの勾配がきつく、食缶等が傾くため、現状では困難である。	×
本宿小学校 853.9開設 約380食	本宿小学校→第三小学校(合計900食程度、500食増) ・老朽化により、釜やシンク等の設備の更新等が必要である。 ・第三小学校へ供給することで用途が「工場」になるため、建築 基準法第48条の特例許可が必要である。	Δ
桜野小学校 H22.10開設 約910食	・児童数が、単独調理施設を建設した当時の見込みを上回っている。現供給能力では他校への提供は困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため困難である。	×

③その他

北町調理場の 設備増強	・保管、配送、調理量、作業スペース等のすべての検証結果から、 給食の水準を維持するには増強は無理である。	X
桜堤調理場の 設備増強	・築年が古く(平成29年度現在築後51年目)、建替えが近いため、 新たな設備投資は困難である。	×
北町調理場の 一部を桜堤調 理場に移管	・小中別の献立、アレルギー対応が必要であり、小学校用ライン を増やす必要がある。別ラインになりヒューマンエラーの危険 性が高くなる	×
外部委託	・多摩西部にある事業者に委託する場合、調理から喫食まで2時間以内という基準を満たせない。	×

【中期的な対応案 (H33年度~)】

1. 新調理施設の基本的な考え方

- ○新調理施設の建設は全市的な課題として取り組む必要がある。
- ○本市の学校給食に関する基本的な視点を踏まえつつ、最新の学校給食衛生管理基準及び 新しい考え方等にも対応。
 - ・基本的な視点…武蔵野市学校給食運営検討委員会報告書(平成20年12月)
 - Ⅱ武蔵野市の学校給食運営のあり方について
 - 1 給食運営を考える上での基本的視点
 - (1) 安全・安心の確保
 - (2) 質の維持
 - (3) 食育の推進
 - (4) 地産地消の推進
 - (5) 人材の確保と育成
 - (6) 運営経費の適正化
- ○提供食数は小 1800 食、中 3000 食程度を想定(小学校換算 5400 食程度)。⇒資料3

2. 建設候補地案

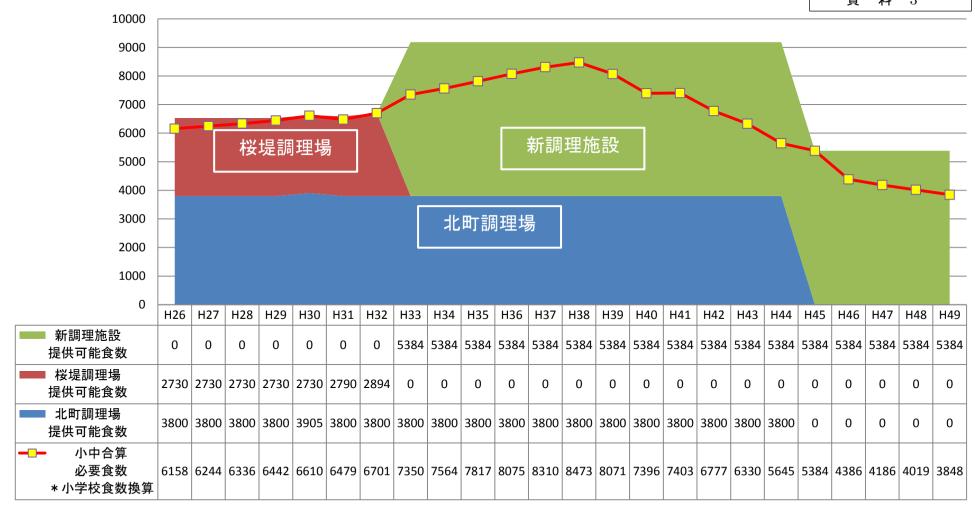
	旧桜堤小・桜堤調理場	旧中央図書館	旧西久保住宅
敷地面積	2, 961 m²	2, 066 m²	856 m²
最大延床面積	5, 922 m²	4, 132 m²	1, 712 m²
提供可能食数	5,400食	4,800食	2,800食
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準工業地域 [特別工業地区]

○それぞれの土地の現況→スライド参照

小中学校を 築後60年で 建替えた場合

小中学校の合計必要食数と 共同調理場提供可能食数の推移(小学校食数換算)

平成29年6月2日 学校給食施設検討 委員会(第3回) 資料3



これまでの議論の整理

1 問題の所在

- ①児童生徒数の増加に伴い、現在の供給能力では給食の提供が困難になる。
- ②共同調理場の老朽化(桜堤H38、北町H44に建築後60年)。建替えを検討する時期。

2 不足食数と対応案 (現在の検討状況)

年度	対応案(現在の検討状況)		不足食数	
十反			中	
Н30	【直近の対応案(小学校~H30年度、中学校~H32年度)】 ①給食の予備を最小限にする。 各学校の提供必要数を事前に正確に把握することが必要。そのため に、直前の食数変更を極力減らすように運用を見直す。	105		
Н31	【短期的な対応案(H31~32年度)】 ①既存の自校調理施設から他校へ供給(親子方式) 候補:本宿小から第三小へ供給 500食増	258	46	
Н32	■ のわお 朝子古式の実施にかかわらず 松野小 培粛小 木房小は		126	
Н33	【中期的な対応案 (H33年度~)】 ①老朽化した桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設。 ②桜堤調理場の建替えの前倒しにより、第五小の自校調理施設の代替	594	174	
Н34	機能の確保が可能にもなる。 ③北町調理場は、平成44年度に建築後60年となるが、学校改築の進捗 状況によって、60年超使用する可能性がある。		240	
<				

<注>短期的な対応案①、中期的な対応案①ともに、建築基準法第48条の許可が必要。

3 新調理施設の考え方

- (1) 新調理施設の建設は全市的な課題として取り組む必要がある。
- (2) 本市の学校給食に関する基本的な視点を踏まえつつ、最新の学校給食衛生管理基準及び新しい考え方等にも対応。
- (3) 提供食数は、小学校1800食程度、中学校3000食程度を想定。

4 今後の予定

- 6月7日:教育委員会、6月19日:文教委員会行政報告(検討状況)
- 6月29日 (第4回): 中期的対応の検討、中間報告案 7月4日~18日: パブリックコメント
- 7月26日 (第5回): 最終報告案。8月2日: 教育委員会で方針を決定。
- 8月21日: 文教委員会行政報告(最終報告)